

社会福祉法人幸生会
わたづみ短期入所生活介護事業所
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業者番号 4271800213 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

〔目次〕

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	4
6. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・	9
7. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・	10
8. 緊急やむを得ない場合の対応について・・・・・・・・	10
9. 虐待防止について・・・・・・・・・・・・・	11
10. 感染症・食中毒の予防について・・・・・・・・・・・・・	11
11. 非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・	11
12. 業務継続計画の策定について・・・・・・・・・・・・・	11
13. 個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・	11
14. 提供するサービスの第三者評価について・・・・・・・・	11
※ 重要事項説明書付属文書・・・・・・・・・・・・・	12

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸 生 会
 (2) 法人所在地 長崎県諫早市有喜町 5 3 7 番地 2
 (3) 電話番号 0 9 5 7 - 2 8 - 3 1 3 1
 (4) 代表者氏名 理事長 村 川 喜 信
 (5) 設立年月 昭和 5 2 年 4 月 2 5 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・平成 1 2 年 3 月 3 1 日指定
 長崎県指令 5 高援第 5 3 5 号
 ※当事業所は特別養護老人ホームわたづみに併設しています。
 (2) 事業所の目的 要介護・要支援状態にある高齢者に対し、居宅介護サービス計画に基づき
 適正な入所利用生活を 提供する。
 (3) 事業所の名称 社会福祉法人幸生会 わたづみ短期入所生活介護事業所
 (4) 事業所の所在地 長崎県対馬市豊玉町仁位 9 1 番地 3
 (5) 電話番号 0 9 2 0 - 5 8 - 1 6 0 1
 (6) 管理者氏名 施設長 須川真由美
 (7) 利用施設であわせて実施する事業

	事業の種類	長崎県知事の事業所指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
施設	特別養護老人ホーム	平成 2 0 年 4 月 1 日	4271800189	5 0 人
在宅	短期入所生活介護事業	平成 2 3 年 4 月 1 日	4271800213	1 9 人
	通所介護事業	平成 2 2 年 1 2 月 1 日	4271800205	4 0 人
	訪問介護事業	平成 2 0 年 4 月 1 日	4271800148	
	居宅介護支援事業	平成 2 0 年 4 月 1 日	4271800080	
	認知症高齢者グループホーム	平成 2 2 年 1 月 5 日	4271800320	9 人

(8) 当事業所の運営方針

従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(9) 開設年月 平成 6 年 4 月 1 日

(10) 通常の事業の実施地域 対馬市全域

(11) 営業日及び営業時間等

- 営業日 年中無休
 営業時間 2 4 時間体制
 受付時間 毎日 8 : 1 5 ~ 1 7 : 1 5

(12) 利用定員 1 9 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は多床室と個室があります。申し込みの際ご希望の居室をお申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	12室	従来型個室
2人部屋	7室	多床室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	10室	多床室
居室合計	30室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	平行棒、階段昇降台、メドマー
浴室	2室	一般浴槽、個浴槽、特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

4人部屋、2人部屋、1人部屋の一部はトイレが共同になっております。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※併設の特別養護老人ホームと兼務

(R7.9.1 現在)

職 種	職員数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護職員	30名	利用者3名に対し1名以上
3. 看護職員	8名	
4. 生活相談員	1名	1名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	1名	1名（兼務可）
7. 栄養士	2名	1名
8. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制		
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早 朝	7 : 0 0 ～ 9 : 4 5	4 名
	日 中	9 : 4 5 ～ 1 3 : 0 0	9 名
		1 3 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0	1 2 名
		1 6 : 0 0 ～ 1 8 : 4 5	9 名
	夜 間	1 8 : 4 5 ～ 2 2 : 0 0	3 名
2. 看護職		2 1 : 5 0 ～ 8 : 5 0	3 名
	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早 朝	7 : 4 5 ～ 9 : 4 5	2 名
	日 中	9 : 1 5 ～ 1 6 : 4 5	3 名
		1 6 : 4 5 ～ 1 8 : 4 5	1 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費（居住費）、食費を除き、個人負担割合に応じて、1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し、感染対策等により居室でとっていただく場合があります。

（食事時間）

- ・朝食 8 : 00～9 : 00 昼食 12 : 00～13 : 00 夕食 17 : 30～18 : 30
- ・その他（ご本人の希望がありましたら随時対応可能）

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・介護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦ 送迎

- ・ご利用者の心身の状態やご家族の希望や状況から送迎が必要な場合は施設の車両にて送迎をいたします。（日程や時間帯によっては難しい場合はご相談させていただきます）

※但し、天候悪化時の送迎については危険と判断される場合には、送迎で出来ない場合があります。その際には早めにご連絡をいたしますので、利用日の変更やご家族による送迎等の対応をお願いします。

⑧ サービス提供に関する諸記録の取り扱いについて

- ・短期入所（予防短期入所）生活介護のサービス提供に関する諸記録については、適正に保管いたします。

※排泄、入浴等のサービス提供に際し、異性介護となる場合があります。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費（居住費）及び食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

① 介護サービス費 多床室・従来型個室共通

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
a. サービス利用に係る自己負担額（1割負担の場合）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円
サービス利用に係る自己負担額（2割負担の場合）	1,206 円	1,344 円	1,490 円	1,630 円	1,746 円
サービス利用に係る自己負担額（3割負担の場合）	1,809 円	2,016 円	2,235 円	2,445 円	2,652 円
b. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日に13円（2割負担：26円 3割負担：39円）				
c. 看護体制加算（Ⅱ）	1日に8円（2割負担：16円 3割負担：24円）				
d. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日に22円（2割負担：44円 3割負担：66円）				
e. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月に10円（2割負担：20円 3割負担：30円）				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	{（a＋b＋c＋d＋個別加算）×利用日数＋e}×加算率（14％）				

■介護予防サービス

ご利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス利用料金	4,510 円	5,610 円
a. サービス利用に係る自己負担額 (1 割)	451 円	561 円
サービス利用に係る自己負担額 (2 割)	902 円	1,122 円
サービス利用に係る自己負担額 (3 割)	1,353 円	1,683 円
b. サービス提供体制強化加算 (I)	22 円 (2 割負担 : 44 円 3 割負担 : 66 円)	
c. 生産性向上推進体制加算 (II)	1 月に 10 円 (2 割負担 : 20 円 3 割負担 : 30 円)	
介護職員処遇改善加算 (I)	$\{ (a + b + \text{個別加算}) \times \text{利用日数} + c \} \times (14\%)$	

② その他の介護給付サービス加算

1. 送迎サービス	片道につき 184 円
2. 認知症行動・心理緊急対応加算	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 200 円/日 (入所日から 7 日を上限)
3. 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症者を受入時 (受け入れ若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める) なお、3 の認知症行動・心理緊急加算をしている時は算定出来ない 120 円/日
4. 緊急短期入所受入加算	緊急に単位入所生活介護を受けることが必要と認めた者に、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合 90 円/日 (入所日から 7 日。やむを得ない事情がある場合は 14 日を限度として算定)
5. 口腔連携強化加算	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合 50 円/回 1 月に 1 回限り
6. 長期利用者減算	連続して 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合 -30 円/1 日 連続して 30 日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合 要支援 1 : 452 円/日、要支援 2 : 561 円/日を算定する

※上記金額を負担割合に応じて算定する

③ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

④ 基準費用額（食事の提供に要する費用：食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

※食費内訳： 朝食：418 円 昼食：471 円 夕食：556 円

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）のご負担となります。

認定証の発行を受けている方				発行を受けていない方
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
300 円／日	600 円／日	1,000 円／日	1,300 円／日	1,445 円／日

※おやつ、特別な行事食を含んだ金額となっております。

※ご利用者の希望による特別な食事、外食等（酒を含む）にかかった費用は、実費を負担して頂きます。

⑤ 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1 日あたり）のご負担となります。

	認定証の発行を受けている方			認定証の発行を受けていない方
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
多床室	0 円／日	430 円／日	430 円／日	915 円／日
従来型個室	380 円／日	480 円／日	880 円／日	1,231 円／日

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 滞在と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) (1)以外のサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスにつきましては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容（理髪サービス）

月に 2 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、散髪）をご利用いただけます。但し、人数の調整が必要ですのでご希望に添えない場合がございます。

利用料金：実費（理美容業者の指定する金額）

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

10枚まで無料。10枚以上は1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担を頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(お菓子や衣料の購入等)

☆ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) (1)(2)以外のサービス (無料のサービス)

① レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

《主なレクリエーション行事予定》 *毎月お誕生会実施

4月	花見	10月	ミニ運動会
5月	バスハイク	11月	紅葉行事
6月	室内ゲーム	12月	クリスマス・忘年会
7月	七夕飾り	1月	新年祝賀
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

《クラブ活動》 ・お料理クラブ (随時実施)

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)、(4)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

〈お支払い方法〉

お支払いは、直接現金でお支払いいただくか、当施設の指定口座に振り込んでいただくこともできます。

お支払い方法	備 考
1. 現金	請求書がお手元に届いた月の月末までに直接現金でお持ちください。
2. 指定口座への振込み	請求書がお手元に届いた月の月末までに、指定口座にお振込みください。(詳しくは、事務担当職員まで)

6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 齊 藤 玄 馬
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：15～17：15
○電話番号 0920-58-1601

苦情受付の概要は以下のとおりです。

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 須川真由美（特養わたづみ施設長）
電話0920-58-1601
2. 苦情受付担当者 齊藤玄馬（特養わたづみ生活相談員）58-1601
浦田成仁（豊生園生活相談員）
電話0920-58-1770
初村広子（居宅介護支援事業所管理者）
電話0920-58-9800
野田梨沙（グループホームわたづみ管理者）
電話0920-58-2111
小嶋三月（訪問介護サービス提供責任者）
電話0920-58-9800
3. 第三者委員 ① 長里正敏（連絡先：対馬市豊玉町曾1005番地）
電話0920-58-0327
② 仁位孝良（連絡先：対馬市豊玉町仁位308番地2）
電話090-4346-0597

4. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。

ただし、申出人が第三者委員への報告を拒否した場合及び苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いにより解決できる見込みである場合は、第三者委員への報告を省くこととします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。 (3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。 ア．第三者委員による苦情内容の確認 イ．第三者委員による解決案の調整、助言 ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認 (4) 長崎県「運営適正化委員会」等の紹介 本事業者で解決できない苦情は、長崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます（地元の社協でも相談を受け付けます）。 また、介護保険に関する苦情は長崎県国民健康保険団体連合会、ならびに市役所各支所の介護保険担当窓口で対応しています。
--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

対馬市役所 長寿介護課	所在地 対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号 0920-58-1118 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8-2 国保会館内 電話番号 095-826-1599
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター4階 電話番号 095-846-6410

7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は「事故対応マニュアル」に沿って、速やかにご家族および保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

賠償すべき事故につきましては、損害保険加入会社に相談の上、適正に対応致します。

8. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合は「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 身体拘束等適正化委員会による検討
- ② ご家族への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

9. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 生活相談員 齊藤玄馬
- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努め、虐待の未然防止に努めます。
- (3) 虐待等の関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 感染症・食中毒の予防について

当事業所は、別途定める「感染症・食中毒の予防・蔓延防止に関する指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延防止に努めます。また、必要に応じて保健所等の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

11. 非常災害対策について

- (1) 当事業者に非常災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者） 生活相談員 齊藤玄馬
- (2) 災害対策に備えて、消防計画、風水害等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への連携体制を整備します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を、毎年2回行います。
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 個人情報の取り扱いについて

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の提供に際し、別紙「個人情報提供同意書」において、個人情報の利用目的の範囲内での取得・使用及び介護サービス事業者等第三者への提供について事前に同意を得るものとします。

14. 提供するサービスの第三者評価について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価機関の開示状況	

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建一部2階

(2) 建物の延べ床面積 2,793㎡

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定 定員50名

(4) 事業所の周辺環境

市営のゲートボール場と社会福祉協議会などの福祉施設が隣接し、海と山に囲まれた日当たりのよい環境です。

2. 職員の配置状況（職種等）

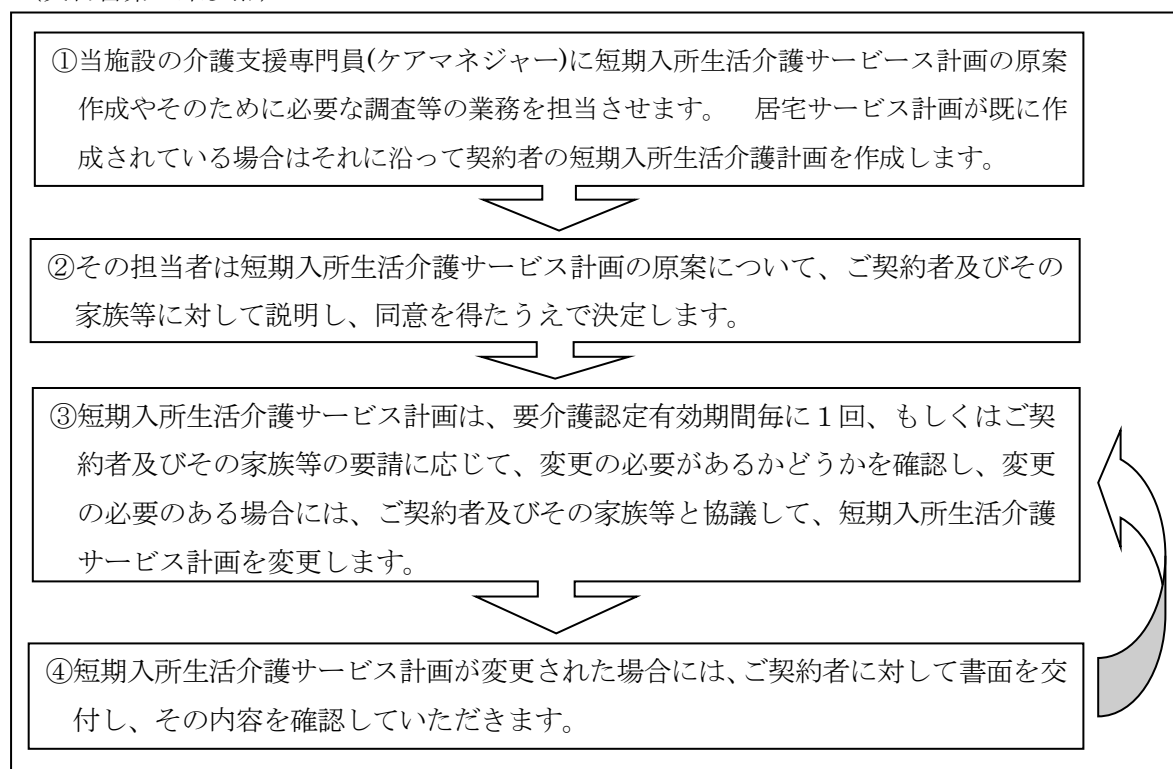
- ・介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- ・介護支援専門員・・・ご契約者に係る指定短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ・医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「短期入所生活介護計画（ケアプラン）」に定めます。

「短期入所生活介護計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
医療機関に入院された場合の情報提供は、あらかじめ文書にてご利用者及びご家族の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

危険性のないもので居室（多床室の場合は当該ベッド周辺）に設置可能なものなら可能です。但し、他のご利用者の迷惑になるような備品は持込を制限させていただくこともあります。入所時にご相談下さい。

例：ステレオ、調理器具（コンロなど）、ペット

（2）面会

面会時間 9：00～17：00（感染予防期間中は別に定める）

上記時間以外の面会は、事前に事業所職員にご相談ください。

※来訪者は、その都度職員に届け出るとともに、必ず備え付けの面会者名簿に署名してください。

◎面会時の注意事項

- ①玄関にて、手指消毒をお願いいたします。
- ②風邪やその他の感染症もしくはその疑いがある場合は、ご面会をご遠慮下さい。
※同居のご家族が同様の症状にある場合もご面会をご遠慮ください。
- ③生物等の食品の持ち込みはご遠慮ください。
※食中毒予防のためです。
- ④お菓子やジュース類の差入れにつきましては、お近くのスタッフ迄お声掛けください。

※嚥下状態や体調により食事制限がある場合があります。飴玉はご遠慮ください。

⑤外出や散歩を希望される場合は、お近くのスタッフ迄お声掛けください。

※体調等の確認をしなければならない場合があります。

⑥その他、介護・看護上、ご注意やご協力を頂いている事項につきましては、必ずお守りください。

※以上の事項をお守りいただかず、事故等が発生いたしましても当事業所は責任を負いかねます。また、最悪の場合、退所をして頂かなければならなくなりますので、ご了承下さい。

※他のご家族、お知り合いの方へもご周知頂きますようお願い申し上げます。

◎広域にわたり感染症が拡大している場合や拡大の危険性がある場合、又、施設内でのクラスター発生の危険性がある場合には、面会の停止や制限をさせていただきますのでご理解下さい。

(3) 食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、暴言や暴行があった場合には、利用を即停止させて頂き、行政機関へ通報させていただきます。

(5) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6) 体調不良時の利用制限について

入所時に体調不良（37.5℃以上の熱、ひどい倦怠感、下痢・嘔吐その他の感染症が疑われる症状）がある場合には、ご利用をご遠慮頂く事がございます。また、利用途中で体調不良が発生した場合でもご家族へご連絡後、受診もしくはご帰宅していただく場合がございますのであらかじめご了承下さい。

(7) 入所中の医療の提供について

ご利用期間中に医療機関の受診が必要となった場合には、ご家族・代理人の方と事前に協議させて頂いた医療機関（基本的に主治医）へ受診していただきますので、受診の付添をお願いいたします。なお、医療にかかる費用は別途必要です。

※当施設の協力医療機関は下記のとおりです。

①協力医療機関

医療機関の名称	対馬病院
所在地	対馬市美津島町鶏知乙1168番地7
診療科	内科、外科、皮膚科、眼科、整形外科など

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	大浦歯科医院
所在地	対馬市豊玉町仁位1162-2

(8) 利用者及びご利用者の家族等の禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉やたいどによって）傷つけたり、貶めたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用を止める場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第16条参照）

- | |
|---|
| <p>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合</p> <p>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</p> <p>③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>④ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条・第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、その気概の発生または再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスの提供の開始にあたり、本書面を基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人幸生会
わたづみ短期入所生活介護事業所

所在地 長崎県対馬市豊玉町仁位9 1 番地3

説明者職名

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、わたづみ短期入所生活介護事業所のサービス提供開始に同意しました。

契約者住所 長崎県対馬市

契約者氏名 _____ 印

代理人（身元引受人）

住 所 長崎県対馬市

氏 名 _____ 印（続柄： ）